

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験  
憲法・民法・刑法  
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

Y市庁舎前に位置し、市庁舎の一部をなす本件広場は、これまで、Y市の事務や事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする「公用財産」として、Y市により管理されてきた。もっとも、本件広場は、多くの市民や観光客が往来する場所に位置し、日常的にこれらの者が通行したり、立ち寄りたりしてきた。また、Y市の許可の下、本件広場で表現活動等が行われることも少なくなかった。

しかし他方で、表現活動等が不許可とされることも多々あった。Y市の運用によれば、Y市の事務・事業に密接に関連する行為には許可が与えられ、特定個人・団体等の主義主張や意見に関し賛否を表明する集会の開催は、「示威行為」に該当するとして、不許可とされることになっていた。

Xは、「自衛隊市中パレードの中止を求める集会」を開催するため、本件広場の使用許可申請を行ったところ、Y市庁舎管理条例5条12号（【参考資料】参照）の「示威行為」に該当することを理由に、不許可とされた。

そこでXは、Y市に対し国家賠償請求訴訟を提起することにした。

〔設問1〕 あなたがXの訴訟代理人である場合、本件国家賠償請求訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか、具体的に論じなさい。

〔設問2〕 〔設問1〕で述べられた憲法上の主張に対し、Y市が反論するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、具体的に論じなさい。

#### 【参考資料】 Y市庁舎管理条例

第5条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

二 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為

十二 示威行為

第6条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第1号から第7号までに掲げる行為について、特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

### 【第2問】

一定の法律案に関する国民の意思を問うための国民投票制を、法律で定めることができるか。理由とともにごく簡潔に答えなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の【事例1】【事例2】を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。

### 【事例1】

Aは、平成25年6月3日、甥のBに頼まれて、A所有の甲建物をB家族の居住のために無償で使用することを許した。

Aは、平成28年5月になってAの事業のための資金が必要になり、同年6月1日、Cに対し、甲建物及びその敷地を5000万円で売却し、所有権移転登記も了した。Cは、甲建物とその敷地を他に転売して利益を得ようと考え、Bに対し甲建物からの退去を要求したが、Bはこれに応じようとしなない。

### 〔設問1〕

Bは、Cからの甲建物の退去要求を拒むことができるか。

### 【事例2】

Aは、平成26年10月9日、Dに対し、A所有の乙建物をD家族の居住のために、賃料月10万円、毎月月末に翌月分を支払う、敷金100万円、賃貸期間3年間の約定で貸し渡した。D家族は、その頃から乙建物に居住している。

Aは、平成28年5月になってAの事業のための資金が必要になり、同年6月1日、Cに対し、乙建物及びその敷地を7000万円で売却した。Cは、同月15日、Aから乙建物及びその敷地について所有権移転登記をしてもらった。Cは、乙建物とその敷地を他に転売して利益を得ようと考え、Dに対し、乙建物からの退去を要求したが、Dはこれに応じようとしなない。なお、Dは、Aに対し、約定どおり賃料の支払をしている。

### 〔設問2〕

Dは、Cからの乙建物の退去要求を拒むことができるか。

### 〔設問3〕

Cは、Dに対する乙建物の退去要求が認められなければ、賃料を請求したいと考えている。Cは、いつからの賃料を請求できるか。また、DがAに差し入れた敷金についてはどのようなになるか。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、X及びYの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

### 〔事例〕

X（27歳、男性）は、住宅街の道路を徒歩で帰宅途中、自転車にまたがったまま、歩道上に設置されたごみ集積所にごみを捨てているV（33歳、男性）を見かけ、その姿を不審と感じて声をかけたところ、口論となり、立腹のあまりVの左頬を手けんで1回殴打し、直後に走って立ち去った。

Vは、「待て。」などと言いながら、自転車でXを追いかけて、上記殴打場所から約26.5メートル先を左折して約60メートル進んだ歩道上でXに追いつき、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で、後方からXの背中の上部または首付近を強く殴打し（プロレス技のいわゆるリアット）、さらに、自転車を降り、付近に落ちていた角材を持ちXに殴りかかり、Xは前方に倒れた。

Xが体勢を立て直してVに反撃しようとしたその時、付近を通りがかったXの友人Y（27歳、男性）は、XがVの攻撃を受けているのを見て、Xに加勢することにし、Vの背後からVに体当たりした。Xは、Yの加勢をありがたく思うとともに、護身用に携帯していた特殊警棒を衣服から取り出し、Yに体当たりされてバランスを崩したVの頭部に向けて2回振り下したところ（第1暴行）、Vは、頭部から落ちるように転倒し、後頭部をアスファルトで舗装された路面に打ち付け、仰向きに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった。

Xは、Vが意識を失ったように動かなくなっていることを十分に認識したが、憤激の余り、「おれを甘く見るな。」などと言って、Vの腹部などを足蹴にしたり、足で踏みつけたり、さらに、腹部に膝をぶつけるなどの暴行を加えた（第2暴行）。この間、Yは、自ら暴行を加えることはなかったが、Xの暴行を制止したわけでもなかった。

XとYが立ち去った後、Vは救急車で付近の病院へ搬送されたが、第1暴行に起因する頭部打撲による頭がい骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。なお、第2暴行の結果、Vは肋骨骨折などの傷害を負った。